

(別表2)

事項	補助の対象となる経費
補助対象経費 (第3条)	<p>① 補助事業にかかる経費のうち、会食におけるボランティア分を含む、食事にかかる食材料費・弁当代の経費。</p> <p>② 補助事業にかかる経費のうち、活動に必要な消耗品費、印刷製本費、使用料、保険料、手数料、光熱水費、通信運搬費、備品費、修繕費、報償費、検便費にかかる経費。ただし、工事経費は認めない。</p>

(別表3)

事項	補助金の額の算定基準																					
補助金の額 (第4条)	<p>① 別表2①において補助の対象となる経費の総食数(会食におけるボランティア分を含む)に200円を乗じた額を基準とする。</p> <p>別表2②において補助の対象となる経費は、次表の金額を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="448 972 1398 1312"> <thead> <tr> <th>実施回数</th> <th>業者による調理</th> <th>ボランティアによる調理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間の実施回数が 120回以上</td> <td>年額 72,000 円</td> <td>年額 84,000 円</td> </tr> <tr> <td>年間の実施回数が 72回～119回</td> <td>年額 54,000 円</td> <td>年額 66,000 円</td> </tr> <tr> <td>年間の実施回数が 42回～71回</td> <td>年額 36,000 円</td> <td>年額 48,000 円</td> </tr> <tr> <td>年間の実施回数が 30回～41回</td> <td>年額 30,000 円</td> <td>年額 36,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 年間の実施回数が 18回～29回</td> <td>年額 24,000 円</td> <td>年額 30,000 円</td> </tr> <tr> <td>年間の実施回数が 17回まで</td> <td>年額 12,000 円</td> <td>年額 15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「業者による調理」と、「ボランティアによる調理」が混在する場合の基準額について 年間の実施回数のうち3分の1以上がボランティアによる調理の場合は、「ボランティアによる調理」の金額を基準とし、3分の1未満の場合は「業者による調理」の金額を基準とする。</p>	実施回数	業者による調理	ボランティアによる調理	年間の実施回数が 120回以上	年額 72,000 円	年額 84,000 円	年間の実施回数が 72回～119回	年額 54,000 円	年額 66,000 円	年間の実施回数が 42回～71回	年額 36,000 円	年額 48,000 円	年間の実施回数が 30回～41回	年額 30,000 円	年額 36,000 円	② 年間の実施回数が 18回～29回	年額 24,000 円	年額 30,000 円	年間の実施回数が 17回まで	年額 12,000 円	年額 15,000 円
実施回数	業者による調理	ボランティアによる調理																				
年間の実施回数が 120回以上	年額 72,000 円	年額 84,000 円																				
年間の実施回数が 72回～119回	年額 54,000 円	年額 66,000 円																				
年間の実施回数が 42回～71回	年額 36,000 円	年額 48,000 円																				
年間の実施回数が 30回～41回	年額 30,000 円	年額 36,000 円																				
② 年間の実施回数が 18回～29回	年額 24,000 円	年額 30,000 円																				
年間の実施回数が 17回まで	年額 12,000 円	年額 15,000 円																				

(別表 4)

事項	補助金交付申請時に必要な書類
交付申請 (第5条)	① 当該年度の大阪市生野区高齢者食事サービス事業者選定結果通知の写し
	② 高齢者食事サービス事業実施計画書 (様式第1-1号)
	③ 高齢者食事サービス委員会役員名簿 (様式第1-2号)
	④ 高齢者食事サービス事業利用者名簿 (様式第1-3号)
	⑤ 高齢者食事サービス事業ボランティア名簿 (様式第1-4号)
	⑥ 高齢者食事サービス事業収支予算書 (様式第1-5号)
	⑦ 補助事業に関する効果測定及び広報の方法等を記載した文書
	ただし、②、③、④、⑤については、第2条第1項に基づき提出された応募書類の内容と変更が無い場合においては、その旨の申出書によって代用することができる。

(別表 5)

事項	実績報告時に必要な書類
実績報告 (第13条)	4月1日から9月30日までの実績報告
	① 高齢者食事サービス事業実施報告書(様式第8-1号)
	② 高齢者食事サービス事業収支報告書(様式第8-2号)
	③ 高齢者食事サービス事業参加者名簿
	④ 金銭出納簿の写し
	⑤ 補助事業にかかる領収書の写し
	補助事業が完了したときの実績報告
	① 高齢者食事サービス事業実施報告書(様式第8-1号)
	② 高齢者食事サービス事業収支精算書(様式第8-3号)
	③ 高齢者食事サービス事業参加者名簿
	④ 金銭出納簿の写し
	⑤ 補助事業にかかる領収書の写し
	⑥ 補助事業の実績・効果等を検証できる書類
	⑦ 補助事業の新規参加者数の確認できる書類